

令和2年7月16日

指導者・保護者各位

岐阜市スポーツ少年団本部
本部長 真鍋 龍司

岐阜市スポーツ少年団本部
警報等発表時の対応について

○注意報・警報・特別警報等発表時の基本的な対応

- ・ 集合時間の1時間前の時点で警報発表又は警戒レベル3以上が発令されている場合は、活動を中止する。
- ・ 活動中に警報発表又は警戒レベル3以上が発令された場合は、直ちに活動を中断して、団員を安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の措置をとる。
- ・ 団員の安心・安全を最優先に考え、警報等の発表が予想される場合や活動場所、通団経路に危険が予見される場合は活動を中止する。

1 活動前に注意報・警報・特別警報等が発表されている場合

(1) 集合時間の1時間前の時点で岐阜市に以下のいずれかの発表がある場合は、活動を中止する。

- ・ 特別警報
- ・ すべての警報（暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪）
- ・ 警戒レベル3以上 → 市が発表する防災情報(レベル1~5)で、避難準備・高齢者等避難開始
- ・ 記録的短時間大雨情報
- ・ 台風接近に伴う強風注意報、雷注意報

(2) 警報及び警戒レベル3以上がすべて解除され、活動場所、通団経路の安全が確保された場合は、解除の1時間後から活動を可能とする。

2 活動中に警報・特別警報等が発表された場合

(1) 直ちに活動を中断して、安全な場所で待機させる。

(2) 警報等発表時の気象状況や道路・交通の状況、通団距離を判断して、状況に応じて保護者への引き渡し等の措置をとる。

※注意報であっても以後に危険発生の恐れがある場合は、安全を考慮して早めの対応をとる。

※団員のみでの帰宅はさせず、必ず保護者もしくは指導者が付き添うこととする。

【注意事項】

- ・ 警報の発表が予想される場合や活動場所、通団経路に危険が予見される場合は、団員の安全・安心を最優先に、団内で連絡を密にして、慎重に判断する。
- ・ 各種目の代表者は、決定事項について速やかに保護者等にメール等で連絡するとともに、団長に報告する。